別紙

Jークレジット制度文書の改定案に対するパブリックコメントの募集結果について

令和8年9月

番号	意見内容	回答
1	そもそも日本独自のJ-クレジットは、二酸化炭素のみを扱っていて、直接・間接に温暖化を加速させている熱機関(化石燃料によって生成したガス燃料の輸入、原子力などの熱タービン式発電、等)が、含まれていない。 これでは、日本国外への排出量規制枠の押し付けや、実質的に温暖化を加速させる原子力発電への依存など、まったく温暖化抑止とは真逆の方向に進んでしまう。 「温暖化抑止」の大目標を J-クレジットの方針として 据え直し、二酸化炭素だけではなく 総合的な温暖化抑止策になっているかを、再検証すべきだ。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
2	FO-001における各種権利保有者への説明及び不同意確認の成立条件について 今回の改定案では、Webページ上での周知のみ等の不十分な確認を抑止するため、各種権利保有者に対し、説明会、個別説明、郵送又はメールにより説明し、不同意がないことを確認する方法を明確化しています。この方向性に賛成します。 一方、通常の方法で確認を完了できない場合に、どの時点で確認成立又は確認未了とするのかは、今回の資料から明確ではありません。 そこで、「不同意がないことの確認」について、少なくとも、1.通常の方法で確認が成立した場合、2.代理権、管理権限、既存法令上の手続その他の資料により意思表示権限を確認でき、その結果を根拠として確認を成立させられる場合、3.それでも確認できず確認未了とする場合、の三つを判別できる基本的な基準を、本方法論又は正式な参照文書に明示することを提案します。 特に、通知が到達した場合に、指定期限まで不同意の意思表示がなければ確認成立と扱うのかを明確にしてください。また、通知不達、所在不明、本人による意思表示が困難な場合、権利保有者と管理者等の権限関係が未整理の場合は、既存の契約、委任又は法令上の手続による整理結果を利用できる範囲と、なお確認できない場合は確認未了とすることを示してください。 なお、本意見は、プロジェクト実施地の権利保有者に求められる明示的な合意要件を緩和するものではありません。私的紛争を制度管理者等が解決するのではなく、確認成立又は確認未了の共通原則を示すことで、不十分な確認の抑止と審査実務の一貫性を両立できると考えます。	各種権利保有者への説明については特定の個人を対象とした方法とすべきとの第69回Jークレジット制度認証委員会での指摘を踏まえ改定を行うものですが、ご意見を踏まえ不同意確認の取扱い等の明確化について検討いたします。

3	1. 方法論 FO-001: 各種権利保有者への不達時の取扱いに関する明確化 (対象箇所: 付記 4-1 プロジェクト登録申請時の義務) 【提案】郵送やメール等による説明文書の送付において、宛先不明や不達となった場合の現実的な取扱い(不達記録の保管と一定期間の経過による手続き完了の取扱い等)を解説またはガイドラインに追記することを提案します。 【理由】不在地主や未登記の所有者が含まれる場合、全員への到達を厳格に求めると手続きが停滞するリスクがあります。不達時の基準を明確化することで、制度の厳格性を維持しつつ現場の実務負担を軽減できます。 2. 方法論 FO-001: 主伐回避の判定における非意図的要因の基準例示 (対象箇所: 付記 2 認証対象期間の解説) 【提案】判定対象の拡大に伴い、「プロジェクト計画の登録を行う森林」全体の蓄積減少が前所有者による過去の合法的施業や公的事業等の非意図的な要因による場合について、提出すべき確認資料および判断基準を明確に例示することを提案します。 【理由】意図的でない過年度の伐採等により事業者が過剰な証明負担を負うことを防ぎ、審査の迅速化と平準化が図れます。 3. 方法論 FO-003: 通常型での追加手続きの審査迅速化・簡素化 (対象箇所: 適用条件1および付記 3 プログラム型プロジェクトの登録の可否) 【提案】プログラム型プロジェクトの廃止に伴い、通常型プロジェクトでの小規模な実施地追加(再妥当性確認)手続きについて、審査項目の定型化や確認期間の短縮など、運用上の配慮方針をあわせて明記することを提案します。 【理由】段階的に再造林地を追加する事業者の負担を和らげ、再造林活動の推進という制度本来の目的を阻害せずにスムーズな制度移行を促すことができます。	1. 各種権利保有者への説明については特定の個人を対象とした方法とすべきとの第69回J－クレジット制度認証委員会での指摘を踏まえ改定を行うものですが、ご意見を踏まえ不同意確認の取扱い等の明確化について検討いたします。 2. 主伐の時期を意図的に避けているかどうかの確認対象の規定を適正化する改正を行うものですが、ご意見を踏まえ判断材料等の明確化について検討いたします。 3. 通常型プロジェクトにおいて実施地を追加する場合に要する手続き、審査項目、審査方法は、これまでプログラム型プロジェクトにおいて行われていたものと同様であり、事業者の負担は増加しません。むしろ、通常型プロジェクトでの実施地追加においては、プログラム型プロジェクトの登録申請に必要である規約等の様々な書類の作成、プログラム型運営・管理者としての運営・管理体制の構築といった事業者の負担が軽減されるものと考えています。
4	再造林活動の条件7において、既に法令があるというのに、どうしてこの制度を使わなくてはならないのでしょうか。現法で十分活動できるはずです。国民負担を増やしているだけではないでしょうか。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
5	J－クレジットを10年続けても世界のCO2排出量の0.003%しか抑止できません。税金や企業負担、自治体への事務の負担を重くしているにも関わらず、成果が全くありません。改善する見込みがないならばこのJ－クレジットをやめて、気候災害への直接対策に切り替えるべきです。都市、市町村の遮熱舗装や緑化に力を入れるべきではないでしょうか。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
6	J-クレジットが最適化されていない要因として、これには環境コンサルや再エネ事業者、森林団体などが関わっていますが、現在、単なる収益源になっています。収益が得られる状態で、制度をより良くしていこうという働きは起きないでしょう。単に関係者に税金を渡しているだけです。国民からの税金を効果がみられず、お小遣いのように渡すだけのJクレジット制度に絶対反対です。この制度を廃止して、全国の避難所の空調整備のような、気候災害に対して直接的に働きかけてください。現在熊本地震において冷房がなく被災者が苦しんでいます。運ばれたスポットクーラーも電源がなく利用できない避難所が多いとテレビで観ました。効果もみられない制度を続けず、気候災害においての対策を最優先してください。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。

7	FO-003に基づくプログラム型プロジェクトについて、新規登録を一律に不可とする改定について、その必要性をより具体的に示していただきたいです。 改定案では、FO-003については、プロジェクト実施地を追加する場合、追加する実施地がすべての要件を満たしているかについて再妥当性確認を要するとされています。 一方、今回プログラム型プロジェクトを登録不可とする理由については、他の方法論では個別活動追加時の再妥当性確認が不要であることから、FO-003についても不要ではないかと主張する事業者が見受けられ、制度の安定性確保が懸念されるため、と説明されています。 しかし、この問題に対しては、FO-003についてはプログラム型であっても実施地追加時の再妥当性確認が必須であることを、制度文書上さらに明確化するという、より制限の小さい対応も考えられます。 そのため、プログラム型プロジェクトの新規登録を一律に禁止する必要性について、 ＊ 実際に再妥当性確認を不要と主張した事例や件数 ＊ そのことによって生じた、又は生じるおそれのある具体的な制度上の問題 ＊ 再妥当性確認の義務を明確化する方法では不十分である理由 ＊ プログラム型を禁止することによる、小規模な再造林事業や複数の森林所有者をまとめた事業への影響 を示した上で、規制手段の必要性及び相当性を検討していただきたいです。 また、既にプログラム型として登録されているFO-003プロジェクトについては、Ver.5.0施行後も引き続きプログラム型として継続できるとされています。既存案件について再妥当性確認等により制度の適正性を確保できるのであれば、新規案件について同様の仕組みを採用できない理由についても説明していただきたいです。 プログラム型の一律禁止ではなく、実施地追加時の再妥当性確認を明確に義務付ける方法など、制度の信頼性を確保しつつ再造林事業への参入を不必要に妨げない代替案についても検討をお願いします。	プログラム型プロジェクトにおいては、プログラム型運営・管理者が適切な運営・管理体制を備えていることが要件となっており、プログラム型運営・管理者は会員の追加に当たって当該会員が適用条件を満たすことを確認する必要があります。 他方FO-003方法論は、他の方法論と比較して適用条件が複雑であるため、実態としてプログラム型運営・管理者が、森林の知識を有した上で当該会員・森林が適用条件を満たすことを確認できる能力・体制を備えていることを登録時に証明することが難しいといった背景や、森林の成長は樹種・地域によって異なるといった特性があり、プロジェクト実施地を追加する際には審査機関の妥当性確認により適用条件の確認を行うことが求められております。 その一方で、個別活動を追加する際、他のプログラム型プロジェクトと同様に再妥当性確認が不要であると誤認したままFO-003プログラム型プロジェクトを開始する事業者が現れた場合、登録申請時に想定していた収支から大幅に支出が増加することによりプロジェクトが成り立たなくなる恐れや、再妥当性確認不要であると会員に説明していた場合の負担の在り方について紛争が起こる恐れがあります。 通常型プロジェクトにおいて実施地を追加する場合に要する手続き、審査項目、審査方法は、これまでプログラム型プロジェクトにおいて行われていたものと同様であり、プログラム型プロジェクトの登録申請に必要である規約等の様々な書類の作成、プログラム型運営・管理者としての運営・管理体制の構築といった事業者及び審査機関の負担のみが増加すると考えられたことから、プログラム型プロジェクトの廃止を提案いたしました。 通常型プロジェクトで小規模な事業者や複数の森林所有者をまとめる場合も、プログラム実施者として参加し負担の分担に関する契約を結ぶことでプロジェクトの実施が可能であり、再造林事業への算入を妨げるものではないと考えております。
8	Jクレジットで二酸化炭素排出量はほとんど減っておらず、熱波死者が減ることはありません。実際にドイツでは二千二十四年に熱波で約一万九千人が死者となりました。効果の薄いJクレジットを絶対に廃止してください。気候災害に直接的を、たとえば高齢者を中心に、冷房が苦手な人、冷房を入れない人が熱中症にならないよう対策を国をあげてしてください。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
9	森林由来J-クレジットについて、権利者への説明方法を明確化し、クレジットの過大発生につながり得る運用を是正し、再造林活動の適切な審査を確保する今回の改定方向に賛成します。 一方、森林はCO2吸収源だけでなく、国土、水源、防災、生物多様性、林業、地域社会、安全保障にも関係する重要な資産です。 森林面積、樹種、林齢、伐採履歴、再造林状況、CO2吸収量等に客観的根拠を求め、都合の悪い森林を対象外とする、伐採時期を意図的に利用する、実態と異なるデータを使用する等による過大認証を防止してください。現地確認、衛星画像、第三者検証等も活用し、二重計上も厳格に確認してください。虚偽申請、重大な過大認証等にはクレジット取消し、返還、登録停止、一定期間の制度利用禁止等を求めます。 また、権利者への直接説明を徹底し、不同意の連絡がないだけで重大な権利処理を認めることには慎重であるべきです。共有地や相続等で権利関係が複雑な森林についても適法な権限を確認し、情報格差や複雑な権利関係につけ込んだ不当な土地取得・利益取得を防止してください。 外国政府、外国政府系企業、外国企業、外国ファンドその他外国資本が、日本の森林を取得・管理して森林J-クレジットを創出する側として参加することを問題視しています。森林J-クレジットの実施主体は原則として国内の適格な主体とし、外国企業等を対象外とすることを要望します。J-クレジット収益を目的とする外国資本の森林取得を制度が促進する誘因としないでください。 森林は国土、水源、防災、安全保障にも関係します。水源地、重要インフラ周辺、国境離島等の外国勢力による取得は、安全保障上の問題としても確認してください。相続・承継する者がいない森林、高齢化や管理困難等で売却される森林についても、その事情につけ込んだ集中的取得を防止し、重要土地等調査法その他の関係制度とも必要な情報連携を行ってください。 日本法人等による迂回参加を防ぐため、主要株主、議決権、親会社、資金提供者、実質的支配者、最終受益者等を確認してください。登録後の買収、株式譲渡、増資等による支配関係変更も届出・再審査の対象とし、必要に応じ登録取消し等を行ってください。	主伐の時期を意図的に避けていないかに係る確認、各種権利保有者への説明のルールについて適切に運用してまいります。 その他のご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。

10	外国企業等が日本の森林を取得・管理し、森林J-クレジットを創出・運営する側として参加することには反対します。一方、国内の適格な主体が適正に森林を管理し、厳格な審査を経て発行したJ-クレジットを外国企業が購入することは区別して扱い、マネーロンダリング、制裁回避、二重計上等の不正防止を前提に認めることは可能と考えます。 また、将来のクレジット収益を利用した森林価格の不当な引上げ、周辺土地の買占め、所有者への不当な売却圧力、J-クレジット事業参加と土地売却を不当に結び付ける等の地上げ・投機的取得を防止してください。 特に相続・承継する者がいない森林、高齢所有者や管理困難な森林について、その事情につけ込んで外国勢力、反社会的勢力、犯罪組織等が取得・集約することを防止してください。事業者、役員、主要株主、資金提供者、実質的支配者、最終受益者、重要な仲介事業者等を確認し、名義貸し、複数法人、ファンド等による迂回を防止してください。問題判明時には登録取消し、クレジット発行停止等を行ってください。 森林整備に国・地方公共団体の補助金等が使用され、同一活動からJ-クレジット収益も得る場合、公的支援とクレジット収益との関係を明確にしてください。同一の環境価値の二重計上や同一費用への実質的に過大な公的支援を防止し、公的支援額、クレジット発行量、収益、森林整備効果等を検証してください。 J-クレジットの大量創出や市場規模拡大自体を目的とせず、水源涵養、土砂災害防止、生態系、林業、景観、地域社会等の森林の公益的機能を優先してください。 登録後も土地所有者、事業者、主要株主、実質的支配者等の重要な変更を継続的に把握し、発行量、取消量、過大認証・二重計上等の不正件数、登録取消し、公的支援との関係を可能な範囲で公表してください。 制度の成果は発行量だけでなく、不正防止、森林保全、国土保全、安全保障でも検証し、日本の森林、国土、水源、地域社会、所有者の権利及び安全保障を守り、実際に適正な森林管理とCO2吸収が行われた場合のみ適正なクレジットが発行される制度としてください。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
11	J―クレジットを実施していても熱波や干ばつのような気候災害は全く減っておりません。実際に数値として二酸化炭素は0.003%しか抑制されておりません。世界的に見ても効果を上げるにはクレジット市場を十五倍ほど上げなければならないという報告もあり、非常に効率が悪く、効果も得られていない制度です。この制度の廃止を求めます。もっと具体的な気候災害対策をしてください。特に日本は災害国家です。先の千葉の豪雨や熊本の地震において避難所の冷暖房完備など国が率先して進めるべきです。下水道の整備やチェックはされているのでしょうか。千葉県でもそうでしたが、少し前の豪雨で大阪も水没した地域がありました。災害が起きてもきちんと生活を営めるような国の整備を優先してください。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
12	J-クレジット制度文書の改定に当たっては、クレジットの量的拡大のみを目的化せず、環境十全性を最優先原則として明文化すべきである。J-クレジットは、温室効果ガスの排出削減・吸収量を国が認証し、企業・自治体・中小事業者・農林業者等の脱炭素投資を促す公共性の高い制度である。したがって、過大な削減量認定、追加性の不十分な評価、二重計上、永続性リスクを放置すれば、制度全体の信頼を損ない、排出量取引制度や企業の脱炭素表示において実質的な排出増を許容することになりかねない。 地球温暖化対策推進法は、温室効果ガス排出量の削減等を促進し、現在及び将来の国民生活と人類の福祉に貢献することを目的としている。また、GX推進法は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を通じ、国民生活の向上と国民経済の健全な発展を図るものである。J-クレジット制度は、これらの立法趣旨を具体化する実務基盤である。 よって、制度文書には、保守的なベースライン設定、追加性判断、リーケージ評価、永続性リスク、反転時の補填措置、モニタリング頻度、検証者の独立性を明確に規定すべきである。特に森林・農地由来クレジットでは、自然条件、災害、管理放棄等による変動を踏まえ、長期的リスク管理を制度要件とすることを求める。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
13	J-クレジット制度文書の改定に当たっては、MRV（測定・報告・検証）のデジタル化を、単なる事務効率化ではなく、制度の信頼性を支える中核要件として位置付けるべきである。国会審議でも、水田の中干し期間延長等について、開始日・終了日の記録、GPS連動写真、モニタリング、審査等が個人農家に重い負担となる一方、検証可能性の確保が課題であることが指摘されている。 現行制度では、証跡の収集・提出・審査が人手に依存しやすく、小規模農家、森林所有者、中小企業、地方自治体ほど参加コストが高くなる。これは、地球温暖化対策推進法が想定する「あらゆる主体」の自主的・積極的参加を妨げるおそれがある。 よって、制度文書には、機械可読なデータ様式、APIによる提出・照会、電子署名、タイムスタンプ、監査ログ、原データの保存期間、修正履歴の記録、検証者が確認した証跡のメタデータ化を明記すべきである。水田、森林、省エネ設備等のプロジェクトについて、GPS写真、衛星データ、IoTセンサー、電力・燃料使用量等を統一的に扱える仕様を整備し、低コストで検証可能な公共的データ基盤を構築することを求める。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。

14	＜小規模主体への利益還元と公正性＞ J-クレジット制度文書の改定に当たっては、小規模農家、森林所有者、中小企業、地方自治体が不利にならない制度設計を明確にすべきである。J-クレジットは、多様な主体による排出削減・吸収活動を国が認証し、脱炭素投資を促す制度である。しかし、申請、モニタリング、審査、契約交渉に専門知識を要するため、現場の小規模主体ほど制度参加の負担が重い。 国会審議でも、農業・森林由来クレジットについて、手続の煩雑さ、専門人材不足、地方自治体や森林所有者の負担が課題とされている。また、取りまとめ事業者を介する場合、契約条件や手数料、収益配分が不透明であれば、環境価値を生み出す現場に十分な利益が還元されないおそれがある。 よって、制度文書には、取りまとめ事業者の説明義務、契約条件の透明化、手数料・収益配分の開示、参加者の解除権、苦情処理手続、利益還元状況のモニタリングを明記すべきである。国が認証する公共性の高い制度である以上、単に民間契約に委ねるのではなく、弱い交渉力を持つ参加者を保護し、地域に正当に利益が還元される最低限のルールを設けることを求める。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
15	＜二重計上・グリーンウォッシュ防止＞ J-クレジット制度文書の改定に当たっては、二重計上、二重主張及びグリーンウォッシュを防止するため、登録簿機能と表示ルールを強化すべきである。 J-クレジットは、温室効果ガスの排出削減量又は吸収量を国が認証し、市場で取引可能な環境価値として扱う制度である。今後、GX推進法に基づく排出量取引、温対法・省エネ法上の報告、企業のサステナビリティ開示、SBT、RE100、製品・サービスのカーボンフットプリント、自治体の脱炭素計画等との接続が進めば、同一の削減・吸収量が複数の制度や表示で重複して主張されるリスクが高まる。これは単なる事務上の誤りにとどまらず、排出削減の実体を過大に見せ、制度全体への信頼を損なう問題である。 特に、企業が「実質ゼロ」「カーボンニュートラル」「脱炭素」「再エネ由来」等の表示にJ-クレジットを用いる場合、消費者、取引先、投資家がその意味を正確に理解できることが不可欠である。クレジットは、自らの排出削減努力を代替するものではなく、削減努力を尽くした後の残余排出に対して補完的に用いられるべきである。この原則が曖昧なままでは、実際には排出削減が進んでいないにもかかわらず、環境配慮を強調する表示が横行するおそれがある。 よって、制度文書には、クレジットの創出、認証、移転、無効化、償却、使用目的、対応する報告制度を一意に追跡できる登録簿要件を明記すべきである。また、使用者には、クレジットの種類、由来、ヴィンテージ、認証番号又は無効化番号、対象範囲、使用量、使用目的を表示・報告させるべきである。さらに、排出量取引、企業開示、商品表示等で同一クレジットを重複利用できないことを制度上明確化すべきである。 J-クレジット制度の価値は、取引量ではなく、削減・吸収価値への信頼によって支えられる。透明で追跡可能な登録簿と厳格な表示ルールを整備し、真に信頼される環境価値市場を形成することを求める。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
16	＜農業・森林由来クレジットにおける地域・生態系・食料安全保障との整合＞ J-クレジット制度文書の改定に当たっては、農業・森林由来クレジットについて、炭素削減・吸収量のみを評価するのではなく、地域社会、生態系、食料安全保障との整合性を明確に制度要件へ組み込むべきである。 農業・森林分野のクレジットは、単なる排出削減手段ではない。水田、森林、農地、里山、地域の水利、担い手、食料供給、生物多様性と密接に結び付いている。例えば、水田の中干し期間延長によるメタン削減は有望な方法論である一方、地域の気候、水管理、土壌条件、収量、品質、生物多様性への影響を無視して一律に推進すれば、農業経営や食料供給の安定性を損なうおそれがある。森林クレジットについても、吸収量の最大化だけを追えば、再造林、間伐、長期管理、災害防止、地域林業の担い手確保といった本来不可欠な課題が後景化しかねない。 みどりの食料システム法は、農林漁業に由来する環境負荷の低減を促進しつつ、農林漁業及び食品産業の持続的発展、国民に対する食料の安定供給、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図ることを目的としている。J-クレジット制度も、この立法趣旨と整合的に運用される必要がある。 よって、制度文書には、農業・森林由来クレジットの認証に当たり、炭素削減・吸収量に加えて、収量・品質への影響、水資源・土壌・生物多様性への影響、地域慣行との整合、長期管理の実効性、地域への利益還元を確認する仕組みを明記すべきである。また、地域の農林業者、自治体、土地所有者、関係団体が方法論の設計・見直しに参加できる手続を整えるべきである。 J-クレジット制度は、現場の農地や森林を単なる炭素吸収源として扱うのではなく、地域の持続可能性を高める制度であるべきである。環境価値の創出と、食料安全保障、生態系保全、地域経済の維持を両立する制度設計を求める。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。

17	＜国際相互運用性と国内実装可能性の両立＞ J-クレジット制度文書の改定に当たっては、国際的な相互運用性と、国内の中小企業・農林業者・地方自治体が実装可能な制度設計を両立すべきである。 今後、J-クレジットは、国内のGX排出量取引、企業のサステナビリティ開示、サプライチェーン排出量管理、製品単位のカーボンフットプリント、国際的なカーボンクレジット市場と接続していく。国内だけで通用する閉じた制度にとどまれば、企業の国際取引、輸出、投資調達、海外企業とのサプライチェーン連携において、J-クレジットの信頼性と利用可能性が制約されるおそれがある。 一方で、国際基準への整合を理由に、過度に複雑で高コストな手続を導入すれば、小規模農家、森林所有者、中小企業、地方自治体は制度から排除される。これは、地球温暖化対策推進法が想定する「あらゆる主体」の自主的・積極的な参加にも、GX推進法が目指す脱炭素投資の裾野拡大にも反する。重要なのは、国際的に説明可能な信頼性を確保しつつ、国内の現場が継続的に参加できる低コストな実装を実現することである。 よって、制度文書には、方法論、登録簿、認証番号、無効化証明、検証報告書、使用目的、ヴィンテージ、プロジェクト所在地、削減・吸収の種類等について、機械可読で国際的に比較可能なデータ項目を整備すべきである。同時に、API、標準フォーマット、共通入力様式、既存行政データとの連携、衛星データ・センサー等の活用により、申請者の事務負担を下げるべきである。 J-クレジット制度は、日本国内の環境価値を国際的に信頼される形で可視化する基盤であるべきである。国際標準との整合性を高めつつ、地域の現場が参加できる実装可能性を確保する制度設計を求める。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
18	J―クレジットは普及率が低いです。買い手は価格だけでなく、企業イメージが好印象になるもののような付加価値も求めます。自然環境を守る、気候災害を防ぐために付加価値を上乗せしなくてはならない対策に意味を見出せません。自然環境の為に文書を議論するのではなく、企業のために文書をあれやこれやといじることになり、目的が全く変わってしまいます。また、中小企業はコストがかかりすぎて、この制度を使っても大きな収益になりません。そのためほとんど中小企業は使わず、大企業が中心となるでしょう。大企業が利用するとならば、やはり企業イメージを考えなくてはならず、そうなるとJ-クレジットの付加価値を考えなくてはならず……と悪循環になるでしょう。普及率が低く、目的を達成するどころか目的から離れてしまうようなこの制度に反対です。もっと気候災害において現実に沿った対策をしてください。豪雨による水没や水道管の破裂などが起きています。インフラをきっちり整備してください。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
19	J―クレジットの価格は常に変動しており、「売りたいときに売れない」「買いたいときに買えない」など、供給と需要のバランスが安定せず収益に繋がりません。そうなれば見かけだけの削減をし、お金で実績を買うような動きが広がる可能性だってあります。実際に二酸化炭素の削減努力をするのか、という疑問が常に生じます。削減努力が全く信用できないJクレジットに反対です。それより気候災害において日本の暮らしや街づくりの対策をしてください。街に緑を増やす、それだけでも二酸化炭素が激減するという論文が海外で出ております。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
20	J-クレジット制度方法論F O-001・F O-003改定案に対する意見 減税派・日本人ファーストの立場から、本改定案に強く反対します。 改定案は権利保有者への説明・確認義務や契約書作成などを強化し、自治体や森林所有者の事務負担を大幅に増やします。人手不足の市町村に無駄な規制を押し付けるのは本末転倒です。規制緩和・簡素化を求めます。 日本が2050年カーボンニュートラルを達成しても気温低下は0.006度程度にすぎず、国会でも指摘されています。効果の薄い脱炭素に国民負担を強いる森林環境税は即時廃止し、徴収分は返還すべきです。 J-クレジットは検証費用が高く零細事業者を排除し、グリーンウォッシュを助長するだけです。日本人の生活と地域林業を第一に考え、制度の抜本見直しと規制強化の撤回を求めます。	吸収系J-クレジットは二酸化炭素の吸収量をクレジット化していることから、削減系クレジットと異なり、長期にわたり、主伐等により炭素ストックが大気中へ再度排出されることがないよう、永続性を担保する必要があります。各種権利保有者は主伐や譲渡の権利を有し、永続性が確保されない可能性があることから、クレジットの信頼性を担保するためには、各種権利保有者へ確実に説明を行い確認を行うことが必要不可欠です。永続性の担保のための措置であるため、本改定はグリーンウォッシュを防止するものと考えます。
21	過去に偽のカーボンクレジットを販売する詐欺が起きた事例があります。不正取引、利権を得るだけの企業など、脱炭素に貢献するとはいいがたい仕組みです。確実性のない仕組みの改善をいつまでも行うより、熊本地震では避難所で雑魚寝、菓子パンだけの食生活など被災者が大変苦しんでいます。このようなことにならないよう気候や自然による災害の対策を即座に進めるべきです。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。

22	・プロジェクト実施者の責めに帰する自然撹乱の具体例をお示しください。 ・主伐を意図的に回避する対象をプロジェクト実施地からプロジェクト登録地に拡大されるが、それに関連して、主伐した林分のHWPの算定方法について、小班ごとの面積で入力することにされているが、伝票をもって小班ごとの出荷量を算定することは通常、困難である。 ・永続性担保措置等に係るプロジェクト実施者の義務の厳格化されるが、計画変更した場合、登録時のすべての者に対して、遡及で対応が必要となるのか。	・プロジェクト実施者の責めに帰する自然撹乱とは、鳥獣被害が起こり得る地域であるにも関わらず対策を怠った結果鳥獣被害を受けた場合などが当たります。 ・HWPについては、ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。 ・本改定で厳格化されるのはあくまでプロジェクト登録申請時の義務であることから、既に登録された森林について遡及対応が必要となるものではございません。ただし、今後計画変更で登録森林を追加する場合には、改定後の規定に従い対応いただきたく存じます。
23	J-クレジット制度基本文書改定案（F O-001・F O-003）への意見 日本が2050年カーボンニュートラルを達成しても、世界平均気温の低下効果は約0.006度にすぎません（IPC CのT CREに基づく試算。日本排出は世界約3%）。この体感不能な効果のために、永続性担保の強化、権利者説明義務の詳細化、プログラム型登録廃止、補填・モニタリング厳格化などを進めるのは費用対効果に欠けます。 改定は森林所有者・実施者に事務・金銭負担を増やし、最終的に納税者負担となります。減税と日本人ファーストの立場から容認できません。 森林の防災・木材自給・地方活性化は重要ですが、炭素クレジット認証による過度な規制・複雑化は不要です。日本人の生活・産業競争力・エネルギー安全保障を優先すべきです。 よって改定案に反対し、追加負担を避けた簡素化または制度の必要性再検討を求めます。	J-クレジット制度は吸収効果を貨幣価値化するものであり、その価値を維持するためには制度としての信頼性が不可欠です。特に吸収系クレジットの場合、削減系クレジットと異なり、長期にわたり、主伐等により炭素ストックが大気中へ再度排出されることがないよう、永続性を担保する必要があります。各種権利保有者は主伐や譲渡の権利を有し、永続性が確保されない可能性があることから、クレジットの信頼性を担保するためには、各種権利保有者へ確実に説明を行い確認を行うことが重要です。本改定によりクレジットの信頼性を高めることは森林所有者・事業者のためになりうると考えます。
24	今回の改定案は、森林所有者等への説明、不同意確認を明確化するとともに、主伐の恣意的な回避によるクレジットの過大創出を防止し、また、森林所有者以外の者が再造林・保育費用を負担して事業を実施できる仕組みを整備するなど、森林分野におけるJクレジット制度の実効性を高めるものと理解しています。特に、森林所有者等からの同意取得が事業実施の大きな障壁となっている現状を踏まえ、権利者保護と事業実施可能性を両立させようとする方向性は評価します。 その上で、Jクレジット制度を単なるCO2削減量の取引制度ではなく、「森林を維持、再造林すること自体に経済的価値を与える制度」として、より積極的に活用すべきではないでしょうか。 我が国では一方で、再生可能エネルギーの導入に伴い、森林を伐採・改変して太陽光発電設備等を設置する事例も存在します。脱炭素政策として考えるなら、森林を伐採して再エネ設備を設置することで得られるCO2削減効果だけでなく、伐採によって失われる森林のCO2吸収能力、生物多様性、水源涵養、土砂災害防止等の公益的機能も含めて評価すべきではないでしょうか。 政府は、森林を維持、再造林してJクレジット等によって環境価値を収益化する場合と、森林を転用して再生可能エネルギー設備を設置する場合について、環境面・経済面の総合的な比較評価を行っているのでしょうか。 また、森林を伐採して別用途へ転換するよりも、森林を維持・再造林する方が土地所有者にとって経済的に合理的となるよう、Jクレジット制度を活用して森林保全に十分な経済的価値を与える政策を、今後さらに推進する考えがあるのか明らかにしてください。	クレジット制度の対象となるのは、日本国温室効果ガスインベントリに計上される排出量削減・吸収量増大に資する取組であり、日本国の設定している森林経営のベースラインが伐採・改変に設定されていない以上、ただ森林を維持すること自体を評価しクレジット化することは本制度上は困難です。 ただし、ご指摘のとおり、森林はクレジット化されるCO2吸収量以外にも多様な公益的機能を有しており、これらの価値を可視化・定量化し、クレジットの付加価値として購入者に提示することで取引が促進される可能性があると認識しているため、そうした森林由来J－クレジットの「非炭素プレミアム価値」の訴求方法等について普及啓発に一層取り組んでまいります。
25	本制度文書の改定案の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、および地球温暖化対策や環境保全という聞こえの良い大義名目を隠れ蓑にしながら、実態としては企業間の排出権売買や「マネーゲーム」の温床を整えるだけに終始している行政の姿勢に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。 第一に、環境問題の根本的な解決に向けた実効性ある対策を講じることなく、企業がクレジット取引を通じて利益を追求するためのルール整備や制度文書の改定を次々と重ねていくアプローチは、まさに責任の押し付け合いと形骸化した「いたちごっこ」の極みであるという点への強い批判です。物価高騰や生活苦に喘ぎ、日々の生活を守るだけで精一杯である一般の労働者・生活者を尻目に、環境ビジネスの仕組み作りやマネーゲームを優先する構造は、格差と分断をさらに加速させるものであり断じて容認できません。 第二に、行政が真に注力すべきは、特定の大規模組織や企業が利益を得るための形骸化した制度の運用・維持ではありません。最優先されるべきは、格差の拡大によって日々疲弊している勤労者や生活者の生活防衛であり、過度な経済活動や使い捨ての社会構造そのものを見直すことです。責任の押し付け合いや利益・効率偏重の構造を改め、国民生活全体の公平性と納得感を担保する抜本的な政策運営へと直ちに舵を切ることを強く求めます。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。

26	手続きが複雑で、企業のなかでも専門家のスタッフがいなければ企業内での説明もうまく回らず、外部コンサルタントに任せれば数十万円かかる可能性もあります。外部コンサルタントが誠実でなければ企業は不利益ばかりかかりますし、そのような詐欺が起きないとも限りません。そもそも長年やってきている割にいつまでも市場が未発達です、それだけ需要も供給も起きていない制度ということではないでしょうか。J-クレジット制度を継続する意義が見出せません。廃案にして、気候災害、自然災害における市民の生活を防災するシステムをきっちりつくってください。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
27	(1)1.4 自然撹乱に伴うバッファー特別措置の適用条件の明確化(実施要綱、FO-001等)について 改定案で追加された「プロジェクト計画作成時に予見し得ない」「実施者の責めに帰さない」という条件について、風力発電等の建設・土地転用を例にすると、 「風力発電の事業構想があること」自体は知っていても、具体的な設置場所が未定だった場合、計画作成時点では「予見し得なかった」とみなされ、バッファー特別措置(排出量算定の免除等)の対象になるか。計画の具体化のタイミングを考慮した「予見」の判断基準を伺いたい。 (2)1.6 FO-003に基づくプログラム型プロジェクト登録の廃止(FO-003)について 申請中(審査中)案件のプログラム型の継続について、改定案では「既に登録済みのプロジェクト」は今後もプログラム型として継続可能とされている(p37-38)。Ver. 5.0の発効前に「申請済み」または「審査中」である案件についても、登録済案件と同様にプログラム型としての継続が認められるか。 (3)1.8 主伐の時期を意図的に避けているかどうかの確認対象(FO-001)について 方法論FO-001のVer6.5のP21に、以下の抜粋のとおり記載されているが、プロジェクト実施者以外による主伐が過去に実施され、その後、造林等の委託を目的に森林経営計画に入ってきている林分については、意図的に主伐は避けていないという整理になると考えるがいかがか。また、上記のような整理を想定されている場合、主伐の主体者による違いを方法論で明記してはどうか。 ＜抜粋＞ プロジェクト計画の登録を行う森林に無立木地又は林齢 5 年生以下の林分が含まれる場合であって、プロジェクト計画の登録を行う森林の区域全体の森林蓄積が 5 年前より減少しており、当該蓄積減少の主な原因が森林経営計画に基づかない主伐によるもの(自然撹乱の被害による蓄積減少でないもの)であるときは、主伐の時期を意図的に避けていると判断され得る。	(1) ご質問のように、事業構想は知っていても自らのプロジェクト実施地が対象となることまでは予見し得なかった場合はバッファー適用対象となると考えます。ただし、収用に当たらない任意の/拒否権のある土地転用は適用対象とはなりません。 (2) プロジェクトの登録に当たっては、初回の妥当性確認申請時に有効な方法論に従うこととされていることから、既に申請済・審査中の案件はプログラム型として審査・認証委員会審議を受けることが可能です。 (3)主伐の時期を意図的に避けているかどうかの確認対象の規定を適正化する改正を行うものですが、ご意見を踏まえ判断材料等の明確化について検討いたします。
28	各種権利保有者への説明を確実に行う趣旨には賛同します。 一方で、森林J-クレジットの対象となる大規模森林では、権利保有者が数千人規模に及ぶ事例も存在します。このような案件において、全権利保有者への個別連絡を一律に求めることは実務上極めて大きな負担となり、森林J-クレジット創出の阻害要因となることが懸念されます。 また、林業の現場では、相続未登記や転居等により森林所有者情報が最新化されていないケースも少なくありません。現在、所有者不明森林や林地台帳情報の更新不足は全国的な課題となっており、数千人規模の権利保有者について最新の連絡先を正確に把握することは現実的に困難です。そのため、個別通知を要件化しても一定数の不達が発生することが想定されます。このような状況において、連絡不能者の存在のみをもってプロジェクト組成が困難となれば、森林吸収源対策の推進やカーボンニュートラル実現という制度本来の目的にも影響を及ぼしかねません。 権利保護の重要性を踏まえつつも、権利者数が多数に及ぶ案件や、通知が不達となった場合には、ホームページでの公表、自治体広報誌や地元紙への掲載など、広く周知可能な公告をもって代替できる運用を認めるなど、実態に即した柔軟な制度設計を維持いただくことを要望します。 森林J-クレジット制度の普及拡大と権利保護の両立を図り、我が国の森林吸収源対策及びカーボンニュートラルの実現を着実に推進する観点からも、現場実態を踏まえた運用としていただくよう強く要望いたします。	各種権利保有者への説明については特定の個人を対象とした方法とすべきとの第69回J－クレジット制度認証委員会での指摘を踏まえ改定を行うものですが、ご意見を踏まえ不同意確認の取扱い等の明確化について検討いたします。
29	方法論の改定に伴い、認証委員会の開催日時および申請締切日についても早めに公開していただきたい。開催スケジュールが見えないと事業計画が立てづらく、制度の活用に二の足を踏んでしまいます。また、公開から締切までの期間が短いと、審査機関との調整など現実的に申請までの準備が間に合わないため、スケジュールの早期公開をお願いしたい。	ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。